

第4期八尾市障がい者基本計画後期計画

【概要版】

策定の趣旨

障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

国の基本計画や大阪府の計画に基づくとともに、本市のまちづくりの上位計画である第6次総合計画や各福祉分野の上位計画である第4次地域福祉計画の理念や方向性との調和や地域の障がい者の状況等を踏まえ、令和3年（2021年）に『第4期八尾市障がい者基本計画』（以下、『第4期計画』という。）を策定しました。

第4期計画では4年ごとに見直しを行うことから、令和7年（2024年）からは後期計画として、すべての市民がかけがえのない個人として、誰一人取り残されことなく、社会参加と自己実現を図りながら住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、障がい者施策を推進していきます。

基本理念

障がいのある人もない人も、ともに認めあい、
ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり

【ともに認めあう】

障がい者への合理的配慮や必要な支援の中で、多様性を認めあい、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあえる「共生社会」の実現をめざします。

【ともにつながる】

これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会から、障がい者をはじめ、すべての市民が地域のつながりの中で役割を持ち、地域の一員として支えあい、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現をめざします。

【ともにかがやく】

障がい者をはじめ、すべての市民が夢や希望に向けて前進し、光りががやく未来につながるまちづくりを進めます。

基本的な視点

- これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮し、誰も取り残されことなく安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の実践が広がる社会をめざします。
- 障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話できる明るい社会をめざします。
- 障がい者が地域において、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保に努めます。
- 障がい者施策の推進にあたり、施策の計画段階から障がい者の意見を反映する機会の確保に努めます。

施策の体系

基本理念の実現に向けて、次の分野及び分野別施策に沿った取り組みを進めます。

分野	分野別施策
1 療育・保育・教育	(1) 障がいの早期発見体制の充実 (2) 療育・保育・幼児教育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) 進路指導の充実
2 防犯・防災	(1) 防犯対策等の充実 (2) 防災対策の充実
3 保健・医療	(1) 健康の保持・増進対策の充実 (2) 医療・リハビリテーション体制の充実 (3) 感染症対策の充実 (4) こころの健康づくり
4 雇用・就労	(1) 一般就労への支援 (2) 福祉的就労の充実
5 生活支援	(1) 在宅生活の支援 (2) 居住系サービスの確保 (3) 移動手段の確保 (4) 相談・窓口体制の充実 (5) 情報提供の充実
6 住環境	(1) 住環境の整備 (2) 道路・公園・公共施設の整備等
7 地域交流・地域活動	(1) コミュニケーション支援の充実 (2) 地域交流の促進 (3) 地域活動への参加
8 芸術文化・スポーツ・生涯学習等	(1) 芸術文化活動等の推進
9 権利擁護・虐待防止	(1) 権利擁護システムの充実 (2) 虐待防止対策の充実
10 理解・啓発	(1) 教育・啓発活動の充実 (2) 行政への参画

施策の展開

〔分野1〕 療育・保育・教育

分野別施策	主な事業
(1) 障がいの早期発見体制の充実	◇ 乳幼児健康診査
(2) 療育・保育・幼児教育の充実	◇ 障がい児相談事業の充実 ◇ 障がい児保育・特別支援教育の推進 ◇ 児童発達支援センター等における療育の推進 ◇ 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実 等
(3) 特別支援教育の充実	◇ 指導内容・指導方法の工夫・改善 ◇ 障がい児への支援体制の整備 ◇ インクルーシブ教育の推進
(4) 進路指導の充実	◇ 就学支援委員会による就学先決定の支援 ◇ 障がい児に対する進路指導の充実 等

〔分野2〕 防犯・防災

分野別施策	主な事業
(1) 防犯対策等の充実	◇ 障がい者への消費生活に関する啓発 ◇ 障がい者に配慮した防犯教室 ◇ 障がい者に配慮した交通安全教室
(2) 防災対策の充実	◇ 緊急通報手段及び援護体制の確保 ◇ 災害時要配慮者の避難支援体制の充実 ◇ 被災障がい者の救援・救護、援護体制の整備 ◇ 地区防災計画の策定支援 等

〔分野3〕 保健・医療

分野別施策	主な事業
(1) 健康の保持・増進対策の充実	◇ 障がい特性に配慮した健康づくり ◇ 生活習慣病の予防と早期発見 ◇ 健康意識の普及・啓発
(2) 医療・リハビリテーション体制の充実	◇ 重度障がい者への医療費助成 ◇ 難病患者の療養支援の充実
(3) 感染症対策の充実	◇ 感染症対策の充実 ◇ 感染症発生時の支援体制の充実
(4) こころの健康づくり	◇ 精神障がい者への医療費助成 ◇ 精神的な疾患や精神障がい者に関する相談体制の充実 ◇ 精神障がい者に関する関係機関の連携強化(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築) ◇ こころの健康相談

〔分野4〕 雇用・就労

分野別施策	主な事業
(1) 一般就労への支援	◇ 障がい者に配慮した職員採用試験の実施 ◇ 障がい者の就職機会の確保 ◇ 就労先の開拓 ◇ 事業主への情報提供の充実 ◇ 就労に向けた訓練情報の提供 ◇ 福祉、保健、労働、教育、商工等の関係機関の連携 ◇ 就労に向けた相談支援 ◇ 就労移行支援・就労定着支援 ◇ ジョブコーチ支援との連携
(2) 福祉的就労の充実	◇ 就労継続支援事業 ◇ アンテナショップの運営支援 ◇ 障がい者就労施設等の工賃向上に関する取り組み

〔分野5〕 生活支援

分野別施策	主な事業
(1) 在宅生活の支援	◇ 訪問系サービス・短期入所・日中活動系サービス・日中一時支援 ◇ 在宅サービス等供給主体の拡大 ◇ 福祉用具の給付 ◇ ふれあい収集 ◇ 障がい者の地域生活の支援
(2) 居住系サービスの確保	◇ グループホームの充実 ◇ 施設入所支援
(3) 移動手段の確保	◇ 移動支援 ◇ タクシー利用助成 ◇ 自動車改造費等の補助 ◇ 新たな交通体系の検討 ◇ 福祉有償運送
(4) 相談・窓口体制の充実	◇ 相談窓口機能の充実及び関係機関との連携強化 ◇ 相談支援事業 ◇ 自立支援協議会の運営 ◇ 重層的支援体制整備事業 等
(5) 情報提供の充実	◇ 行政情報アクセシビリティの充実 ◇ 障がい福祉に関する情報提供 ◇ 障がい福祉サービス事業所情報の提供

〔分野6〕 住環境

分野別施策	主な事業
(1) 住環境の整備	◇ 住宅改造 ◇ 障がい者住宅バリアフリー相談 ◇ 市営住宅の整備・改善 ◇ 住宅入居等支援
(2) 道路・公園・公共施設の整備等	◇ 公共建築物・民間建築物のバリアフリー整備促進 ◇ 道路・歩道・公園の整備

〔分野7〕 地域交流・地域活動

分野別施策	主な事業
(1) コミュニケーション支援の充実	◇ 奉仕員養成研修 ◇ 手話・音訳の啓発活動の充実 ◇ 意思疎通支援 ◇ コミュニケーションの充実に資する取り組み
(2) 地域交流の促進	◇ 地域活動支援センター ◇ 障がい児の学校外活動の支援 ◇ 障がい者同士の交流・地域生活での交流 ◇ 中途失明者の社会参加事業
(3) 地域活動への参加	◇ ボランティア活動の推進 ◇ 市民活動への参加促進

〔分野8〕 芸術文化・スポーツ・生涯学習等

分野別施策	主な事業
(1) 芸術文化活動等の推進	◇ 芸術文化活動の促進 ◇ スポーツ・レクリエーション活動の促進 ◇ 八尾市立障害者総合福祉センター等における生涯学習の推進 ◇ 芸術文化振興事業

〔分野9〕 権利擁護・虐待防止

分野別施策	主な事業
(1) 権利擁護システムの充実	◇ 権利擁護支援の仕組みづくり ◇ 成年後見制度の普及と利用支援 ◇ 権利擁護の推進 ◇ 市民後見人推進事業 ◇ 法人後見事業 ◇ 日常生活自立支援事業 ◇ 合理的配慮の提供等への理解啓発
(2) 虐待防止対策の充実	◇ 障がい者虐待防止センター事業

〔分野10〕 理解・啓発

分野別施策	主な事業
(1) 教育・啓発活動の充実	◇ 障がい者理解教育の推進 ◇ 障がい者雇用に関する啓発活動の推進 ◇ 障がい児理解の推進 ◇ 啓発広報活動の実施 ◇ 市職員や障がい福祉・保健の従事者に対する研修 ◇ ヘルプマーク・ヘルプカードの推進
(2) 行政への参画	◇ 障がい者施策への参画 ◇ 障がい者が選挙に参加しやすい環境づくり

第4期八尾市障がい者基本計画後期計画【概要版】

令和7年（2025年）3月 発行 | 八尾市健康福祉部障がい福祉課 編集・発行



※計画書本編については、八尾市ホームページに掲載しております。

https://www.city.yao.osaka.jp/shisei/seisaku_keikaku_zaisei/1003421/1009615/1008209/1008218.html